

Information

2018

10

通巻第 157 号

- P1. こらむ
「匍匐前進」
- P2. 相続・事業承継あれこれ
「自筆証書遺言に関する改正」
- P3. ちょっと気になる経理処理
「年金の扶養親族等申告書を
提出しましたか？」
- P4. おすすめのボードゲーム
今月のいいね！
- P5. STAFF BLOG
「うさぎとかめ」
厚生年金保険料率について
編集後記



ハロウィン秋

撮影者：山本 千秋

発
行人
・
編
集

(株)あさひ合同会計・あさひ合同税理士法人・ネットリンクス(株)
〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-15 パークスクエア SHOWA4F
TEL 086 (226) 5566 FAX 086 (226) 1802
HP <http://www.asahi-gk.co.jp> E-mail info@asahi-gk.co.jp



こらむ

匍匐前進

榎あさひ合同会計 取締役 古川 達也

大水害、台風、地震で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

この夏、日本列島は異常な災害が多発しました。これまで、天災被害を受けることが少なかった地域にも大きな爪痕を残しています。毎日のように報道される『過去例を見ない』、『数十年に一度』などの言い回し。命に危険を及ぼすような猛暑・大雨による河川氾濫・台風による暴風雨・大地震、これほど連続する自然災害に接した年は初めてです。

先日、総社市から高梁川を渡り倉敷市真備町を抜け、長男が住んでいる矢掛町まで行きました。子供の発表会でお世話になった、マービーふれあいセンターや真備中学校前の井原鉄道の高架柱に描かれた見事な絵など、水害前の明るい雰囲気だった真備町を知っているだけに、被災後の町の重苦しさには心が痛みました。窓を外してしまっている家々に人々の生活の気配はなく、夜は真っ暗な路地。この地が、元の状況を取り戻すための時間が想像できませんでした。

ある日突然、これまで当たり前だった生活が一変するような状況に即座に対応できる人は、そう多くはないでしょう。ただ、時間をかけながらも、前に向かっていくと信じて進んできた人類の歴史を踏襲する以外、方法がないように思いました。

8月の終わりの日曜日、立ち上がった瞬間、左耳に膜が張ったように感じ、よく聞こえなくなりました。耳の奥では、変な音が鳴り響いています。これ、ゼツタイ変。今まで経験したことのない状況にビビった私は、翌日耳鼻科に行き、症状を聞いていただきました。耳鼻科の先生は聴力検査後、『突発性難聴』ですという診断を下されました。

この病気は、40代・50代の男性に発症することが多いそうですが発生原因は不明で、確実といえる治療法も確立されていないという話。治療としては、これまで効果があるとされている方法で行うということでした。耳が片方聞こえなくなって困ったことは、人の話が聞き取りづらいことよりも、運転すら怖いようなバランス感覚の悪さの方でした。突発的に発症したのなら、突発的に寛解すればいいのにも思いますが、現状を受け入れる以外ありません。

今も耳は治ってはいませんが、不思議なもので日にちが経つにつれ身体の方が順応してきています。現状を嘆き十分に落ち込んだあとは、エネルギーの貯まりを待って、前進する力にしようと思います。沼を這うような匍匐前進でも、前向きだと信じます。



この話を友人にすると、「人生には波がある。良い時は大きく乗ればいい。悪い時は、良い波が来るまで辛抱してやり過ごそうや」と言われました。私には、とてもありがたい言葉でした。



～相続・事業承継あれこれ～

自筆証書遺言に関する改正

約40年ぶりとなる相続法改正案が7月に可決・成立しました。先月は概要をお伝えしましたが、今月はそのうち、自筆証書遺言（自筆で作成する遺言書）に関する改正のポイントを整理します。

1. 遺言書の種類

実務上利用されることが多い遺言書は自筆証書遺言や公正証書遺言です。信頼性の高い公正証書遺言が望ましいですが、資産の種類が多くなく遺言内容もごく簡単、家族仲も悪くなく費用も抑えたいといった場合には自筆証書遺言を選択される方もいます。

2. 自筆証書遺言に関する主な改正内容（改正時期は9月号参照）

内容	比較	改正前	改正後
自筆の範囲		全ての内容を自筆する	本文は自筆する 財産目録はパソコン等で作成可
保管		保管は不可	法務局で保管可（有料の見込み） ⇒遺言有無の検索も可
検認 （相続後の手続）		必要	不要

（1）自筆する箇所が限定される

改正前は全ての内容を自筆する必要があり、遺言書作成に時間がかかりました。改正後は所有財産をまとめた財産目録について、パソコン等による作成や不動産登記事項証明書・通帳の写し等の各種証明書の添付による代替が認められるため、手間をかけずに遺言書を作成することができます。なお、財産分けの内容については自筆する必要があり、この点は従来と同じです（その他、自筆しない財産目録等については、一枚ごとに署名押印することが求められます）。

（2）法務局で自筆証書遺言の保管ができ、作成者の相続後には遺言書の保管有無を検索できる 自筆証書遺言書の課題であった、紛失や偽造を防ぐことができます。

（3）検認手続き（相続後の家庭裁判所での確認手続き）が省略できる 相続後の相続人の手続き負担がなくなります。

3. 注意点

財産目録を自筆する必要がないため、時間をかけずに遺言書を作成することができます。ただし、例えば下記事例のような問題等がないかは、これまで同様に注意する必要があります。（事例）

- ・ 認知した子供が死亡しており、相続権がその子供（孫）となっていたことに気が付かなかった
- ・ 預金口座の番号に記載誤りがあり、金融機関での名義変更手続きができなかった
- ・ 未登記不動産や非課税（固定資産税）不動産の把握が漏れ、遺言書に記載がなかった

不十分な遺言があるとかえって相続手続きが難しくなったり、遺産分割で揉める原因になることもあります。遺言手続きが簡単にできるようになりますが、複雑な家庭事情がある、資産の内容が多い等の場合には、公正証書遺言による手続きを検討することが必要です。



ちょっと気になる経理処理



年金の扶養親族等申告書を提出しましたか？

毎年8月ごろ、年金事務所から扶養親族等申告書が送られてきますが、提出していますか？この書類を提出しないと、源泉所得税の金額が正しい金額よりも高くなり、その結果として年金の手取り（振り込まれる金額）が減ってしまいます。

平成23年の確定申告から、「**公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下の人でその他の所得金額が20万円以下**の人は**所得税の申告をしないことを選択できる**」こととなりました。直近の申告が平成29年ですから、7年経過しています。

この制度が平成23年に導入された際に、

やれやれ面倒な申告をしなくてよくなった～

自分のことはみんな行政はわかってくれてるから、一々申告しなくてもよくなったんだな

とっていませんか。大体の人が400万円以下なのだから、申告しない人は大勢いるようになったはずですよ。

上記のくんだりで、申告をしなくなったA翁のもとに、扶養親族等申告書が送られてきました。そこでA翁は、「**税務署に確定申告も出さんのに、こんなものは出す必要ないやろ、去年の状態と変わってないし**」と思って放置しました。その後提出してくれとのお願いは、特にありませんでした。すると、年金が次の年からいくらか減ってしまいました。

なぜ、こんなことが起きるかという、書類の名前は「扶養親族等申告書」ですが、実はこれにはご自身の基礎控除の適用まで含まれているからです。

扶養親族等が変わっていなくても提出しないと、基礎控除の適用まで考慮されずに、源泉所得税を年金から天引きされることとなります。

したがって、結果的にわけがわからないうちに、高い源泉所得税（＝その年の所得税）をとられっぱなしになっているということです。

申告していた時代は、確定申告で是正されていましたが、申告がいらなくなったからこそ、出現したワナ（のようなもの）と言えます。

とにかく！何も異動がなくとも、「扶養親族等申告書」を提出しましょう！
そのうえで確定申告を省略しましょう！





おすすめのボードゲーム

最近ボードゲーム（カードゲーム含む）に凝っています！手軽に楽しめるアイテムとしてトランプやオセロが有名どころですが、探してみるとたくさんの種類のゲームがあり、ルールはシンプルでも暗記系やひらめき系、心理戦など頭を使うものも多く、年代を問わず楽しむことができます。

記念すべき第1回（最初で最後かもしれませんが）にご紹介するのは、「ナンジャモンジャ」というカードゲームです。ルールはとっても簡単！裏にした山札から1枚ずつめくって出たキャラクターに名前を付けていきます。キャラクターは12体×5枚。名前をつけたことのある子が出た場合は大きな声でその名前を呼び、一番早かった人がそれまでのカードを総取り、ゲーム終了後手持ち札が多い人が勝者です。

このゲームに必要なのは暗記力、瞬発力、そしてネーミングセンスです。ぜひ遊んでみて下さい！（中村）

<http://nanjamonja.jp/>



プレイ人数 : 2~8人
対象年齢 : 4才~
所要時間 : 約15分
ルール難易度 : ★
定価 1,400円（税込）

今月のいいね！

8月の決算を終え、慰労会ということでご馳走に舌鼓を打ちました(*'▽')

また一年後、美味しいご褒美にありつけるように仕事に打ち込みたいと思います。

(2018.9.2 Facebook 掲載)



税務会計の情報やスタッフの情報を毎週更新中♪「あさひ合同会計 Facebook」で検索
あさひ合同会計への「いいね！」お待ちしております♪



STAFF BLOG

「うさぎとかめ」

㈱あさひ合同会計 岡山 悠

小学校高学年のころの話である。特別授業の一環として、クラスの全員で二手に分かれて討論会を行ったことがある。

お題は「ウサギとカメはどちらが悪いか」。幼い子供たちに油断をすることの恐ろしさや、コツコツと努力を積み重ねることの大切さを教えてくれる、あの寓話「ウサギとカメ」に登場する「ウサギ」と「カメ」である。どちらかが絶対的な悪として描かれている作品ではないため、正解があるわけではない。どちらかの立場を選択し、相手の悪さを理論づけて説明し、相手陣営を納得させることを最終目標とした試みだった。

例えば、「カメ」陣営としては、「ウサギ」が行った真剣勝負の途中で寝るという行為は、スポーツマンシップに反する行為であり、悪い。明らかに能力差があるとわかっている相手に対し勝負を強要したあげく、顧みることなく走って行ってしまふこと自体が侮辱であり、悪い。当時の言葉を現代語訳すると、おおよそこのような意見が出ていたと記憶している。

私は議論の面白さを重視して、劣勢に立たされていた「ウサギ」を擁護する側を選択した。恐らく彼の友人である「カメ」は、日頃から足が遅いことを周囲から馬鹿にされ落ち込んでおり、そんな友人を少しでも元気づけられないかと考えて、この勝負を持ち掛けたのである。方法としては確かに浅慮な部分があったかもしれないが、結果的に勝利を収めた彼の友人は元気になっており、彼に悪い部分はない。強いて言えば、彼の友人を日頃から馬鹿にしていた周囲の「カメが悪い」。級友たちにはあまり受け入れてもらえなかった。

先生の趣旨とは違ったのかもしれないが、物語の背景を好き勝手に創造する討論会は、17年経った今でも、頭の片隅に残っているほどの刺激になった。現代文が苦手な学生時代を送るはずである。

最近になって、当時の級友たちの結婚話を耳にする機会が増えてきた。どうやら私がスタート地点で寝ている間に、皆ゴールしてしまったらしい。次に結婚報告をされたときには、結婚はゴールでなくスタートなんだよ、という先人のありがたい言葉を贈ってあげたいと思う。



厚生年金保険料率について

平成30年9月分（同年10月31日納付期限分）から、岡山支部の厚生年金保険料率は以下のとおりです（据置）。

一般の保険料率	改正前	改正後（据置）
被保険者	91.5 / 1000	91.5 / 1000
事業主	91.5 / 1000	91.5 / 1000

厚生年金の保険料率は、年金制度改正に基づき平成16年から段階的に引き上げられてきましたが、平成29年9月を最後に引上げが終了し、以降の厚生年金保険料率は18.3%で固定されることとなります。

～編集後記～

10月31日はハロウィンデー。色々なイベントが定着しつつありますね。私はこの時期は、かぼちゃプリンを食べることにしています。「Trick・or・Treat！（トリックオアトリート）」子供たちにお菓子を配りましょう♪（山本）